

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年2月15日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 大 石 與 志 登

掛川市監査委員 様

掛川市長
(商業観光課扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成28年12月2日付け掛監第111号で依頼のあった当市の財政援助団体である公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>3 指摘事項 (2) 公の施設の管理運営 (ウ) 所管課：商業観光課</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理料の支払い時期については、団体との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。・ 定期報告等の報告書類については、必要事項が記載され、期限内に提出されているか十分な点検を行い、業務要求水準の達成状況や収支状況、利用者数等正確な管理運営状況の把握に努めるとともに、適切な評価・指導を行うこと。	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理料の支払い時期については、本年度から実施する指定管理者との定例会において、指定管理料支払い時期等について双方で確認を行い、協定書に沿った事務処理を徹底します。・ 定期報告等の報告書類については、記載内容の確認や、期限内に提出について十分な点検を行い、業務要求水準の達成状況や収支状況、利用者数等正確な管理運営状況の把握に努めるとともに、適切な評価・指導を行います。	<p>28. 12. 19</p> <p>28. 12. 19</p>

掛川市監査委員 様

掛川市長
(文化振興課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成28年12月2日付け掛監第111号で依頼のあった当市の財政援助団体である公益財団法人掛川市生涯学習振興公社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>1 受託事業の委託料及び負担金 団体</p> <p>(1)受託事業について、実績報告書への金額の誤記や支出伝票の保管誤りが見受けられたため、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(2)委託料の請求及び受領について、委託要領に沿った事務処理を行うこと。</p> <p>所管課</p> <p>(1)委託料の支払時期について、団体との連携調整を図り委託要領に沿った会計処理を行うこと。</p>	<p>(1)実施報告書等への金額の誤記と支出伝票綴りへのはさみ間違いについては、複数人でチェックするよう適正な事務処理を徹底しました。</p> <p>(2)委託料の請求時期については、当初の委託要領どおり提出できるよう、請求をあげる者と入金を確認する者とチェックしあえる体制を作りました。</p> <p>(1)公社と会計処理にかかる事務の確認を徹底し、支払時期に遅延のないよう、委託要領に沿った適正な会計処理を行うようにしました。</p>	<p>28.10.5</p> <p>28.10.5</p> <p>28.10.5</p>
<p>2 公の施設の管理運営 団体</p> <p>(1)施設の管理運営に関する経理が、協定書に謳われている専用口座で行われていない点について、所管課と共に協定内容の見直しを含め検討し、協定書に沿った適正な経理執行となるよう改善されたい。</p> <p>(2)定期報告書について、協定書に基づく報告事項が遺漏なく作成され、期限内に提出されるよう対処されたい。</p> <p>(3)指定管理料の請求及び受領について、協定書に沿った事務処理を行うこと。</p>	<p>(1)来年度協定内容を見直し、専用口座以外でも会計管理出来るようにします。協定内容に沿った経理を執行するとともに経理作業の透明化を確保しつつ、現況に即した効率的な管理方法へ改善します。</p> <p>(2)協定書に基づく報告時期及び報告事項を再確認し、遺漏がないよう作成・提出しています。また、月次報告を15日以内に行い所管課から報告内容について評価を受けることとし、これを徹底しました。</p> <p>(3)指定管理料請求時期については、当初の委託要領どおり提出できるよう、請求をあげる者と入金を確認する者とチェックし</p>	<p>29.2.7</p> <p>28.11.1</p> <p>28.10.5</p>

<p>所管課</p> <p>(1)施設の管理運営に関する経理が、協定書に謳われている専用口座で行われていない点について、業務の効率化や経理作業の透明性等を考慮の上、協定内容の見直しを含め検討し、協定書に沿った適正な経理執行となるよう改善されたい。</p> <p>(2)定期報告等の報告書類について、必要事項が記載され、期限内に提出されているか十分な点検を行い、業務要求水準の達成状況や収支状況、利用者数等正確な管理運営状況の把握に務めるとともに、適正な評価・指導を行うこと。</p> <p>(3)指定管理料の支払時期について、団体との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。</p>	<p>あえる体制を作りました。</p> <p>(1)来年度協定書から、区分会計の独立を謳った第12条を見直します。実際の管理運営状況に即し、必ずしも専用口座で管理する必要はないが、経理作業の透明化等を確保するため支出状況を明確にし、区分会計の独立を徹底させます。</p> <p>(2)市と公社との月次報告において、毎月報告すべき事項、4ヶ月毎に報告すべき事項の書類提出確認を徹底しました。また、管理運営状況について評価を行うとともに管理状況の把握に努め、効果的・効率的な運営に向けた指導を行うようにしました。</p> <p>(3)公社と会計処理にかかる事務の確認を徹底し、支払時期に遅延のないよう、委託要領に沿った適正な会計処理を行うようにしました。</p>	<p>29. 2. 7</p> <p>28. 11. 1</p> <p>28. 10. 5</p>
--	---	---